

事業税

本試験問題

〔第一問〕

問1 個人事業税の課税標準及びその算定方法について説明しなさい。ただし、各種控除についての説明は要しない。

〔第一問〕

問2 付加価値割の課税標準及びその算定方法について説明しなさい。ただし、「外形標準課税における賃上げ及び投資の促進に係る税制（地方税法附則第9条第13項）」及び「法人事業税の税率改正に伴う負担変動の軽減措置（平成28年改正法附則第5条の控除）」についての説明は要しない。

〔第三問〕

問1 次の【資料】に基づき、X株式会社（以下「X社」という。）の第30期事業年度に係る事業税額について、各県に納付すべき事業税額を、それぞれ計算過程を明らかにして求めなさい。

【資料】

- X社の第30期事業年度は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までである。
- X社は、A県、B県及びC県において事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を設置して、生命保険業を行っている。
- X社の平成31年3月31日現在の資本金の額は、以下のとおりである。
資本金の額 500,000千円
- X社の第30期事業年度の生命保険業に係る収入金額は、次のとおりである。

（単位：千円）

保険の種類	収入保険料	内訳		所得
		収入再保険料	脱退納付金相当額	
個人保険	5,579,654	778,546	—	365,221
貯蓄保険	324,665	45,220	—	
団体保険	299,854	11,590	3,456	
団体年金保険	389,554	69,845	—	

TAC予想問題

●実力完成答練 第1回

〔第一問〕

次の事項について説明しなさい。

問1 個人事業税の課税標準の算定方法

ただし、青色事業専従者控除等及び各種控除については適宜タイトル（解答の柱）を示すだけでよい。また、非課税事業を併営している場合については説明する必要はない。

●実力完成答練 第3回

〔第一問〕

（設問1）

付加価値割の課税標準に係る総額の算定方法について説明しなさい。

ただし、特定内国法人に係る内容については、説明を要しない。

●直前対策補助問題 第2回

〔第三問〕

乙社はA県に本店及び支店を、B県及びC県に支店を設け事業を行っている保険業法に規定する生命保険会社である。

下記資料により、乙社の第25事業年度の納付すべき事業税額について計算過程を明らかにして算定しなさい。なお、下記資料以外の事項については、特に考慮する必要はない。

<資料>

- 乙社の第25期事業年度は平成31年4月1日から平成32年3月31日である。
- 乙社の平成32年3月31日現在の資本金の額は30億円である。
- 当期において収納した保険料の内訳

（単位：千円）

区 分		収入保険料		
		前期分	当期分	翌期分
個人保険	貯 蓄 保 険	70,590	4,650,437	1,950,120
	その他の保険	104,956	17,425,639	4,319,651
団体保険	団体年金保険	11,956	3,961,567	396,716
	その他の保険	591,670	26,432,749	3,941,678

- 上記の他当期において未収保険料として経理したものが以下のとおりある。

（単位：千円）

区 分	未収保険料
個人保険	貯蓄保険 86,116
	その他の保険 951,670
団体保険	団体年金保険 71,165
	その他の保険 1,991,956

- <資料>3.の収入保険料（当期分）のうち再保険料は以下のとおりである。

（単位：千円）

区 分	
個人保険	貯蓄保険 20,945
	その他の保険 379,698
団体保険	団体年金保険 70,195
	その他の保険 747,176

ズバリ的中!

〔第三問〕 問 1

5. X社の第30期事業年度における各月末日現在の事務所等の従業員数は次のとおりである。

(単位:人)

区分	平成30年												平成31年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
A県 a 本社	60	60	60	58	58	58	59	59	59	59	59	59	59	59	59
b 支店	—	—	30	30	30	30	31	32	32	32	32	32	—	—	—
B県 c 支店	—	30	30	29	28	28	(15)	—	—	—	—	—	—	—	—
C県 d 支店	15	15	16	18	19	18	18	19	19	19	20	20	20	20	20
e 支店	28	28	28	28	28	25	25	(25)	—	—	—	—	—	—	—

(注1) () 内の数値は廃止日現在の従業員数である。

(注2) b 支店は6月7日に新設された。また、b 支店の各月の数値には、アルバイト3人を含んでいる。

(注3) C 支店は5月17日に新設されたが、10月12日に廃止された。

(注4) e 支店は11月20日に廃止された。

(注5) b 支店及びd 支店の各月の数値には、保険の代理業務を行うY社へそれぞれ出向している2人(給料はY社で支給)を含んでいる。

6. 法人の事業税の税率は、A県では地方税法に定める標準税率の1.05倍、B県では同法に定める制限税率、C県では同法に定める標準税率を採用している。

7. 1 から6までの事情以外に考慮すべき項目はない。

〔第三問〕

- 問2 次の〔資料〕に基づき、Y株式会社(以下「Y社」という。)の第31期事業年度に係る事業税額について、各県に納付すべき事業税額を、それぞれ計算過程を明らかにして求めなさい。

〔資料〕

- Y社の第31期事業年度は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までである。
- Y社は、期末時点において、L県に本社及び営業所、M県に工場及び営業所を設置して、物品の製造業及び販売業を行っている。なお、N県に設置していた営業所は平成30年7月25日に廃止した。
- Y社の平成31年3月31日現在の資本金、資本準備金及び資本金等の額(地方税法第72条の21第1項本文の規定により計算した金額)は、以下のとおりである。

資本金の額	250,000千円
資本準備金の額	60,000千円
資本金等の額	314,000千円
- Y社の第31期事業年度における各事業の売上金額は、以下のとおりである。

製造業	1,342,000千円
販売業	867,000千円
- Y社の第31期事業年度における所得金額(法人税法施行規則別表四(34)欄の額)は、412,000千円である。
- Y社の第31期事業年度の法人税の額の計算に当たっては、支払を受けた利子等について源泉徴収された所得税額及び復興特別所得税額350千円のうち、190千円を法人税額から控除している。
- Y社の第31期事業年度に係る事業税の所得計算において控除できる繰越欠損金の額は、340,700千円である。

●直前対策 第2回補助問題

6. 事務所又は事業所に勤務する従業員数等の状況(単位:人、箇所)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A県	a ₁ 市(本店)	(1) 60	(1) 60	(1) 60	(1) 55	(1) 55	(1) 55	(1) 58	(1) 58	(1) 58	(1) 58	(1) 56
	a ₂ 市(支店)	(6) 40	(6) 42	(6) 42	(6) 43	(6) 44	(6) 42	(6) 46	(6) 46	(6) 48	(6) 50	(6) 50
B県	b ₁ 市(支店)	(8) 62	(8) 62	(8) 63	(8) 63	(8) 60	(8) 64	(8) 64	(8) 72	(8) 72	(8) 68	(8) 69
	b ₂ 市(支店)	(1) 18	(1) 18	(1) 10	(1) 9	(1) 9	(1) 9	(1) 9	(1) 10	(1) 14	(1) 14	(1) 18
C県	c ₁ 市(支店)	(1) 8	(1) 8	(1) 8	(1) 8	(1) 8	(1) 10	(1) 14	(1) 14	(1) 18	(1) 18	(1) 18
	c ₂ 市(支店)	(4) 32	(4) 35	(4) 35	(4) 34	(4) 33	(4) 33	(4) 30	(4) 30	(4) 28	(4) 25	(4) 26

(注1) 本支店の下欄は、従業員数であり、また上欄の()は事務所又は事業所の数である。

(注2) それぞれの事務所又は事業所相互間において、特に指示あるものを除き従業員の移動はなし。

(注3) B県b₁市の従業員数について、2月分、3月分を通じた病欠欠勤者2人が含まれていることが明らかとなっている。

(注4) C県c₁市の支店開設後、C県c₁市とC県c₂市の支店を兼務する従業員が3人おり、それぞれの従業員数に含まれているが、主として勤務すべき事務所又は事業所はC県c₂市の支店である。

(注5) 技術指導等のためC県c₁市の支店に、支店開設後、当該事業年度終了時まで出張している者が、A県a₂市の支店の従業員数に2人含まれており、C県c₁市の支店の従業員数には含まれていない。

(注6) B県b₂市の支店は、10月10日に廃止している。なお、廃止の日現在の従業員数は、4人である。

(注7) C県c₁市の支店は、8月20日に新設している。

7. A県の税率は標準税率の1.1倍、B県の税率は標準税率、C県の税率はいずれも制限税率により計算すること。

●合格情報補助問題

A県に本社を置くX株式会社(以下「X社」という。)は製造業及び販売業を行っている。

次の〔資料〕に基づき、X社の第76期事業年度における各県ごとの事業税額を算出過程を明らかにして求めなさい。

〔資料〕

- X社の資本金の額は次のとおりである。

当事業年度開始の日	1,200億3,000万円
当事業年度終了の日	1,225億6,000万円
- X社の法人税法に規定する資本金等の額は次のとおりである。

当事業年度開始の日	1,350億1,000万円
当事業年度終了の日	1,420億5,000万円

なお、貸借対照表上の資本金の額及び資本準備金の額の合算額は、1,420億5,000万円である。
- X社の当事業年度は、平成31年4月1日から令和元年9月30日である。
- X社の当事業年度における売上金額は、以下のとおりである。

製造業	212,559,258千円
販売業	10,518,185千円
- X社の当事業年度に係る法人税法施行規則別表4「合計」欄の金額は、31,558,012千円である。なお、そのうち製造業に係る所得金額は、25,085,558千円、販売業に係る所得金額は6,472,454千円である。
- X社の当事業年度の法人税額の計算にあたり、支払を受けた利子等について源泉徴収された所得税額等12,650千円のうち、10,125千円を法人税額から控除される所得税額等としている。
- X社の第76期事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度に生じた欠損金額で過去に繰越控除を受けなかった金額は4,201,992,782である。

ズバンの中!

〔第三問〕問 2

8 Y社の第31期事業年度に係る事務所等の概況及び各月末日現在の従業員数は、次のとおりである。

(1) 事務所等の概況 (※1)

所在地	事業所等	人件費関係	利息関係	賃貸借料関係
L県	本社	給与・賞与等 304,000千円 (※3) 法定福利費 44,670千円 企業年金掛金 8,920千円	借入金利息 8,500千円 預金利息 1,100千円 国債の利息 290千円	自社ビルの一部賃貸料 12,450千円
	営業所	給与・賞与等 2,800千円 法定福利費 440千円 企業年金掛金 80千円		営業所賃貸料 1,020千円(※4) 倉庫賃貸料 450千円(※5)
	M県 工場	給与・賞与等 297,100千円 法定福利費 48,200千円 企業年金掛金 8,900千円 派遣契約料 30,000千円(※6)		土地賃貸料 35,290千円 工作機械の賃貸料 14,830千円
N県	営業所	給与・賞与等 102,100千円 法定福利費 17,100千円 企業年金掛金 3,200千円	預金利息 700千円	営業所賃貸料 22,920千円
	営業所	給与・賞与等 8,400千円 法定福利費 1,330千円 企業年金掛金 250千円		営業所賃貸料 3,350千円

〔第三問〕問 2

(2) 各月末日現在の従業員数 (なお、() 内の数値は廃止日現在の従業員数である。)

所在地	事業所等	平成30年										平成31年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
L県	本社	51	51	55	62	62	62	65	65	65	65	65	55	
	営業所(※7)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	
M県	工場(※8)	73	73	72	72	72	72	78	78	78	78	8	78	
	営業所	22	22	22	25	25	25	25	25	25	25	25	23	
N県	営業所(※9)	14	12	10	(10)	—	—	—	—	—	—	—	—	

- ※1 「人件費関係」、「利息関係」及び「賃貸借料関係」の欄にある額は、第31期事業年度中の総額である。これらは、特段の記述のない限り全て第31期事業年度の法人税額の計算において損金又は益金の額に算入されているものとする。また、「人件費関係」、「利息関係」及び「賃貸借料関係」の欄にある額には、棚卸資産等に係るものはないものとする。
- ※2 「人件費関係」の欄にある「給与・賞与等」の額には、所得税を課さないこととされている通勤手当を含まない。
- ※3 法人税額の計算において損金不算入とされた役員給与24,000千円を含む。
- ※4 平成31年3月3日から賃借しており、同年4月以降も継続して賃借している。
- ※5 平成31年3月3日から同月21日の間に賃借したものである。
- ※6 Y社はZ社から、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣を受けている。
- ※7 L県の営業所は平成31年3月3日に新設された。
- ※8 Z社からの派遣労働者10人を含む（Z社からの派遣労働者の人数は第31期事業年度において常に10人であり、いずれの派遣労働者もZ社の業務には従事していない。）。)
- ※9 N県の営業所は7月25日に廃止し、廃止時点の従業員数は10人であった。

●全国公開模試〔第二問〕

7. X社の事業部門別の各事務所又は事業所の概況は次のとおりである。

① 鉄道事業

所在地	従業員数	報酬給与関係	利子関係	賃貸借関係	その他
A県	1,738人(※1)	給与・賞与等(※1) 5,255,007千円 法定福利費 729,362千円 企業年金掛金 119,596千円	借入金利息 26,967千円 預金利息 28千円	土地の賃借料 451,276千円 自社ビルの一部賃貸料 8,964千円	(※1) 非常勤役員3名(給与・賞与等34,752千円)が含まれていない。
C県	1,328人(※2)	給与・賞与等(※2) 3,041,053千円 法定福利費 430,169千円 企業年金掛金 75,200千円	借入金利息 31,296千円 預金利息 10千円	支社事務所の賃借料 28,690千円	(※2) アルバイト27名(給与・賞与等26,980千円)が含まれている。
D県	985人	給与・賞与等 2,080,281千円 法定福利費 278,595千円 企業年金掛金 50,392千円	借入金利息 5,677千円 預金利息 10千円	土地の賃借料 16,642,514千円 駅テナントの賃貸料 3,289千円	(※3) 共益費込みの賃貸契約となっているが、当該金額は明確かつ合理的に区分されていない。

●合格情報補助問題

9 X社の事務所又は事業所の各月末日現在の従業員数の異動状況は次のとおりである。(鉄道事業については第38期事業年度を通じて人員に異動はなく、また、新設又は廃止した事務所又は事業所はなかった。)

所在地	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A県 a 市(倉庫業)	81	90	91	91	90	80	80	80	88	88	89	89
A県 b 市(倉庫業)	30	30	32	32	42	43	40	33	32	32	32	31
B県 c 市(倉庫業)				36	37	37	49	49	68	69	95	98
C県 d 市(製造業)	155	155	155	158	158	158	160	160	153	153	156	156
D県 e 市(製造業)	88	88	86	86	86	86	86	86	51	41	40	38

- (注1) A県 a 市の事務所又は事業所の数値には各月末日を通じて、【資料】8の②倉庫業「その他」欄における非常勤役員が含まれていない。
- (注2) A県 b 市の事務所又は事業所の数値には6月5日から10月15日まで労働者派遣法に基づく派遣社員18名が含まれていない。
- (注3) B県 c 市の事務所又は事業所は7月10日に新設している。
- (注4) C県 d 市の事務所又は事業所は工場であり、上記の数値には【資料】8の③製造業「その他」欄における出向社員が1年を通じて含まれている。
- (注5) D県 e 市の事務所又は事業所の数値には、5月10日から8月20日まで入院加療していた社員1名が含まれている。

ズバリ的中!